

申7号「労使間の取扱いに関する協約の改訂」に関する申し入れ団体交渉を行う!

8月29日、会社から「労使間の取扱いに関する協約の改訂」の通知を受け、9月7日に申7号を提出、本日交渉を行いました。

交渉にあたり、冒頭で今回の協約の改訂は、

「組合活動を規制する主旨ではない」

ことを確認しました。

本日、12項目すべての議論が終了しました。今後、速やかな協約締結に向けて、整理していきます。

議論しよう!
職場で



労働協約には様々な種類がありますが、今回会社から改訂をしたいと通知がきたのは「労使間の取扱いに関する協約」です。この協約は、「労使間協議」や「便宜供与」「紛争処理」など、労使間のルールを決めたものです。

多くの組合員が心配している、働く上での労働条件を定めた「労働条件に関する協約」については、なんら変更・破棄はありません。

労働組合が結ぶ労働協約が働く人を守る!

JR東労組の大切さを職場で議論しよう